

## 76条許可申請の注意事項

<< 表紙 >> 行為の場所 行為地の面積 許可を受けようとする行為の概要 工事等着手予定年月日 連絡先	該当地番（全て）および仮換地地番を記入して下さい。 刈谷市から通知している仮換地面積を記入して下さい。 仮換地指定前の場合は従前地地積を記入して下さい。 構造には施工する建築物・工作物の種類を記入して下さい。また、塀等を施工する場合は、段数も記入して下さい。 余裕のある工事計画を立てて下さい。（審査には1～2週間程かかります。） 事務所名称、所在地、担当者、 <u>電話番号</u> を記入して下さい。
<< 委任状 >>	代理人が申請する場合は委任状を提出して下さい。
<< 承諾書 >> 提出の要件 建築場所	申請者と土地所有者が異なる場合は提出して下さい。 共有名義の土地の場合は、申請者以外の共有名義者全員の承諾書の提出が必要です。 該当地番（全て）及び仮換地地番を記入して下さい。
<< 添付図書等 >> 1 2 3 4 5 6 7 8	所有権移転があつてから間がない場合、登記済証・売買契約書等の <u>写し</u> を添付して下さい。 配置図と立面図に隣地境界・道路境界からの距離を記入して下さい。 立面図には、隣地境界・道路境界から <u>構造物の先端までの距離</u> も記入して下さい。 配置図に計画地盤高を記入して下さい。 <b>前面道路の一番高いところより30cm以内の高さ</b> （もしくは現況高）で計画して下さい。 配置図に <u>雨水・汚水</u> の経路を記入して下さい。側溝への放流は特別な事情がない限り、 <b>それぞれ1箇所</b> までに抑えて下さい。 配置図の換地線の長さは <b>仮換地指定図の寸法</b> で記入して下さい。 土地の部分使用があれば三斜等の求積図面を添付して下さい。 仮換地証明書の添付は必要ありません。（建築確認において必要になる場合があります） 工事完了後は、すみやかに完了届を提出（FAX等も可）して下さい。
<< 通行制限届（申請書）等 >>	建築作業や資材の搬入を道路上で行う場合等、通行制限届（申請書）等所定の手続きをして下さい。
<< 開発事前協議 >>	開発事前協議を要する申請は協議が完了してから76条許可申請を提出して下さい。
<< 建築確認申請等 >>	<b>建築確認申請は76条許可申請の許可を得てから提出して下さい。</b>
<< 連絡先 >>	刈谷市役所 都市政策部 市街地整備課 区画整理業務係 電話：0566-62-1025 FAX：0566-23-9331 E-mail：shigaichi@city.kariya.lg.jp